

社会福祉法人備北福祉会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人備北福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条並びに第11条第1項3号の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が法人の職員である場合は、この規程は適用しない。

(業務報酬)

第3条 役員等が法人運営のための業務にあたったとき、もしくは理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務のために出張したときは別表2によりその費用を弁償する。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

1. 平成26年5月29日一部改正。平成26年6月1日から施行。
2. 平成29年6月15日一部改正。同日から施行。
3. 令和7年3月26日一部改正。同日から施行。

別表 1（第 3 条関係：法人運営のための業務にあたったとき、もしくは理事会又は評議員会に出席したとき）

報酬の名称	報酬（日額）	備 考
理事長業務報酬	7, 5 0 0 円 （源泉徴収後の額）	3 時間を超えるときは倍額とする。
監事業務報酬	5, 0 0 0 円 （源泉徴収後の額）	監査業務実施及び外部組織による指導監査等への立会いのとき。 3 時間を超えるときは倍額とする。
その他役員及び評議員業務報酬	5, 0 0 0 円 （源泉徴収後の額）	理事長以外の役員、評議員が、理事長の命を受けて法人業務にあたったとき、もしくは、理事会又は評議員会に出席したとき。 3 時間を超えるときは倍額とする。

別表 2（第 4 条関係：法人の業務のために出張したとき）

費用弁償の種類	費用弁償額	備 考
交通費	実費額	法人職員の旅費規程による。
日当	5, 0 0 0 円	3 時間を超えるとき、及び出張のときの初日については倍額とする。
参加費及び宿泊料	実費額	法人職員の旅費規程による。